

## 印西クリーンセンター環境委員会 次期中間処理施設整備に関する専門部会 Q&A

※ 印西クリーンセンターの周辺 32 自治会町内会とつくる「環境委員会」では、次期中間処理施設整備事業について互いに正しい情報を共有することを目的として「専門部会」を設置しました。このQ&A集は、この専門部会において住民側委員よりの質問に、組合側が回答したものの中から抜粋して作成しました。住民側委員の了解により一部編集しておりますが、協議が完了し後には公開してまいります。

印西クリーンセンター

### (1) 住民への情報提供と合意形成

① 次期中間処理施設の建設地を決める前に住民の意見を聞かなかった理由は何か。

候補地を挙げる段階では、地権者（所有者）への了解と、対象用地が取得できるか否かについて確認する必要がありますので、今回の候補地を市町村で推薦していただく段階では、市町村毎に地権者に対するなんらかの連絡はしているとのことでした。

しかしながら、候補地が複数ある段階では、誤解や混乱を招きかねないことから、候補地を定めてから説明することが最善であると考えたものです。

なお、意見・要望といたしましては、平成 22 年 1 月 14 日に中央駅北地区町内会自治会連絡会クリーンセンター対策委員会より、組合山崎管理者宛てに住民 3,547 名の署名を添えて「印西クリーンセンター更新計画について現在地以外で環境に配慮した施設整備を計画するよう求める要望書」の提出があり、真摯に受け止めたところです。

② 平成 24 年度当初予算に用地取得の予算を計上せず、時間をかけて住民の意見を聞く予定はありませんか。

用地取得に関する予算計上については、これまでの議会や説明会の意見などを参考に決定していくこととしておりました。

その結果として、より多くの住民の皆様のご理解をいただくためには、もう少し時間をかけて丁寧に説明していく必要があると判断いたしまして、平成 24 年度当初予算への用地取得費の計上を見送ることといたしました。

また、これまでにいただいた意見や疑問に正確にお答えするよう、建設予定地に関する調査費を計上することとしました。

- ③ 現在までの住民説明会で、住民の意向は、どのようなものか把握しているか。

7月31日東京電機大学で開催した全体説明会において、アンケート調査をおこないましたが、その他の説明会では調査を行っておりません。しかしながら、説明会参加者の意見等から、主に周辺環境への影響を不安視されているものと認識しています。

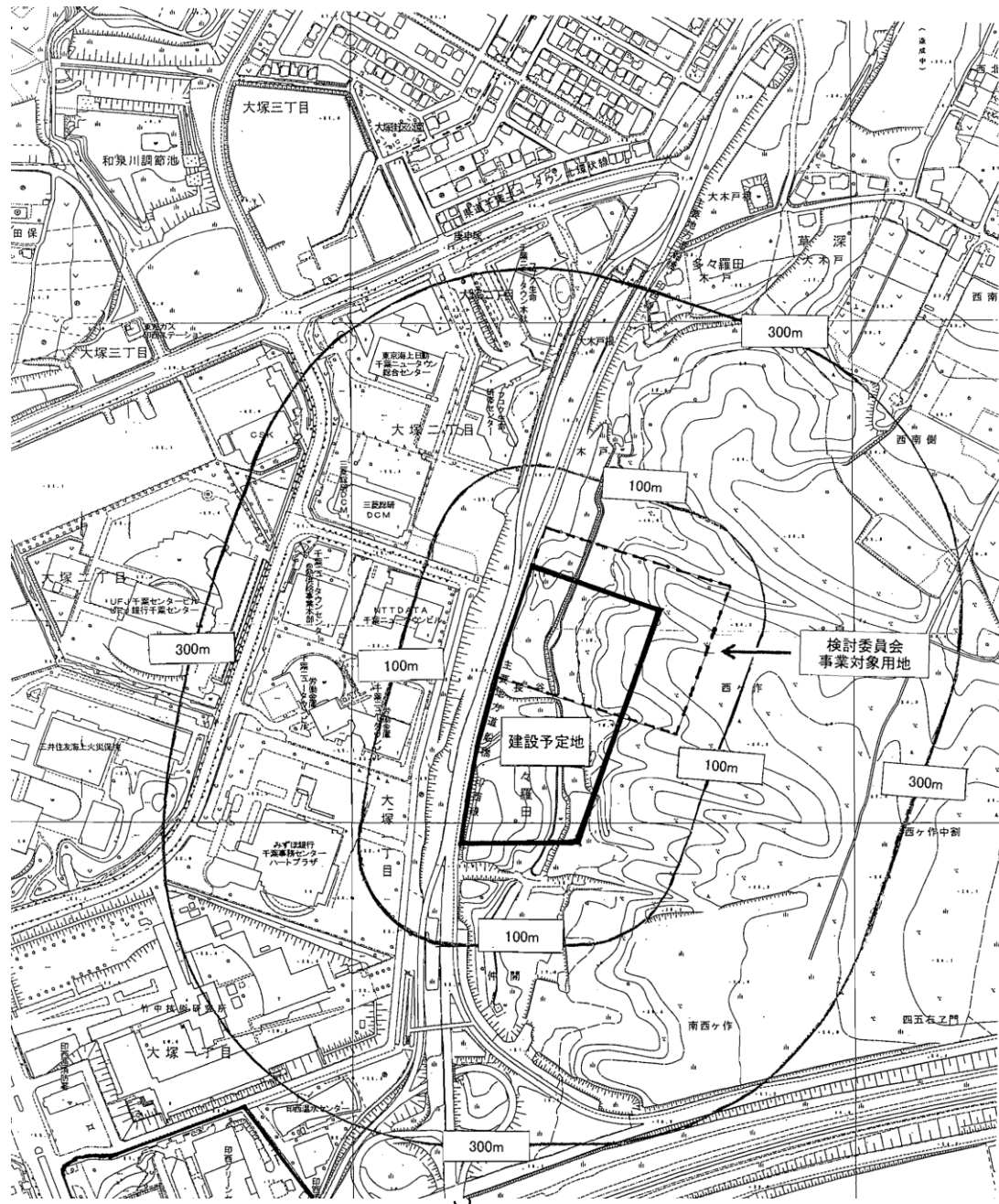
## (2) 建設予定地情報

- ① 次期中間処理施設整備検討委員会で評価した場所から、建設予定地とした場所の位置及び面積の経過及び位置比較はどうか。

検討委員会の中では、場所を特定しないと評価ができないことから、印西市より推薦のあった9住区西側約8haのうち、概ねの場所及び面積を3haとして決めさせていただきました。

9住区業務施設用地内の道路計画を把握した後、県道印西船橋線沿いの約5.5haの用地を対象として検討した結果、南側から3.75haを建設予定地としました。

位置比較を下図に表します。



### (3) ごみ焼却場の問題点と周辺への影響

- ① 周辺住民の不安のひとつとして、現施設でも苦情のある「煙突から出る排ガスが希釈されないままマンション等の高層建築物に取り込まれるから」に対してどう考えるか。

これまでの操業をとおして、環境委員会において、煙が室内に入ってきたとの苦情報告があったことはございますが、事後報告であったため事実関係は確認できませんでした。

また、匂いの苦情などもいただきましたが、風向きや操業状況、匂いの原因などを調べて、説明に伺うなどの対応をとらせていただいています。

組合では、クリーンセンターの影響が疑われる場合は、早急に連絡をいただき調査、対応をすることとしていますが、次期中間処理施設の整備にあたっては、これまでの経験をとおして、環境への最善の配慮してまいります。

- ② 建設予定地の9住区では、近くに100mクラスの高層ビルがあるので、煙突高さを決める場合、それらの高層ビルの影響を考慮する必要があると思われるがどうか。

環境影響評価の中で、個別の高層ビルへの影響についても評価できるよう検討してまいります。

また、その結果として最適な煙突高さを設定してまいります。

- ③ 煙突の高さはいつ決まるのか。風洞実験はやるのか。130mの煙突と現在の100mの煙突の概算建設コストはどれ位違いますか。

施設基本計画策定段階では建設予定地が決まっていなかったことから、地上高である煙突高さについては、現在地の周辺ビルを勘案して「100m以上」としています。

煙突高は、環境影響評価の評価結果及び周辺住民の意見を踏まえて決定していきます。

風洞実験については、その目的を明らかにして、必要がある場合に実施してまいります。

メーカーの聞き取り調査による概算額（仕様が定まってない中の回答）では、100mで約5～10億円、130mでは100mの1.2倍～1.5倍位との回答でした。

- ④ 煙突のデザインは「まちの景観との調和」を図るというが、どのようにして調和を図るのか。景観はどこから見た景観を想定するのか。

煙突のデザイン等意匠は違和感を感じさせないよう調和を図っていくこととしています  
が、周辺住民の皆様にもご意見をいただきたいと考えております。

景観の方向については、環境影響評価の手続きの方法書で示されると思いますので、  
その段階でご意見をいただきたいと思っております。

- ⑤ 過去のデータでは、煙突高さが130mの場合、排ガスの着地濃度が最大になるのは、煙突から2.5kmの地点とのことですが、最大着地濃度や到達距離は、煙突高さや排ガス量、組成・温度などが分からないと決まらないので、早くそれらを決めて公表しなくてはならないのではないかと。

風向風速は年毎、季節毎、日毎、時間毎と常に変化しているため、年間の平均データとして算出される環境影響評価における最大着地距離等は目安としてご理解ください。

これらを明らかにするためにも、基本設計と環境影響評価の手続きを行うこととなります。

- ⑥ 印西市が平成22年5月に実施した現施設の検証によると、昭和57年当時「周辺には大規模な公園・都市計画道路及び鉄道、誘致施設が計画されており、周辺住宅に与える影響は非常に軽微であり、環境保全上、問題はない」と評価されている。今回の検討委員会による検討では、逆に「公園が近くにあること」が不適合条件となり、「周辺の住宅に与える影響」が評価項目にないというように評価が変更になった理由は何か。

検討委員会における「公園が近くにあること」の評価は不適合条件ではなく、評価項目のひとつとして、「千葉県廃棄物処理施設の立地等に関する基準」を参考とした「学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホーム」に住民利用の多い公園を加えたものです。

「周辺住宅に与える影響」については、「周辺の住宅等の密集度」として評価項目を設けています。

#### (4) 都市計画・まちづくり

- ① 9住区(準工業地域/50ha)は、どんなエリアになるのか。

9住区の開発につきましては、印西市において、「千葉ニュータウン中央駅圏9住区業務施設地区地区計画」を定められており、今後、この地区計画目標に沿ったまちづくりが形成されていくものと考えています。

- ② 9住区は、平成19年3月に都市計画地区変更を行っており、9住区について「業務施設地区は、都市計画道路312号線(464号線)及び323号線(船橋印西線)の結節点という特性を生かし、周辺都市環境と調和し、危険性・環境悪化をさせる恐れのない業務施設・研究所・研修所等の立地誘致を図る」とされている。ごみ焼却場はこの理念に合致していないのではないか。

次期中間処理施設(ごみ処理施設)は、より良い環境を目指し、より厳しい規制値を設け、それらを達成できる安全・安心の施設を整備する考えですので、環境を悪化させる施設ではなく、「環境に配慮した施設」と考えております。

- ③ 車両の通行ルートはどうか。一日の搬入出台数や搬入時間帯はどうか。

次期施設の搬入出における通行ルートは検討中です。  
収集作業以外の車両は主要幹線道路を分散し通行する予定です。  
搬入車両台数は約100台~250台で、通行時間帯は現在と同じになるものと思われます。

## (5) 必要な敷地面積の条件

- ① 建設用地には将来の建替用地も含んでいると聞くが、60年間も同じ場所でごみ処理を続ける計画であるのか。

建替え用地の確保は、「都市計画運用指針」（平成12年12月建設省）の中にも、「施設の敷地は、搬出入や緑地等に必要な土地に加え、増設、改築、移設に必要な土地をあらかじめ確保しておくことが望ましい。」とされており、ごみの安定処理の継続、確保には欠かせない措置であることをご理解ください。

建替えについては、更新時のごみ処理の方向性やごみ処理施設のあり方を、その時点であらためて議論していただくものと考えています。

- ② 建替用地も含めて土地を購入しなければ、法令違反になるのか。国の補助金が下りないのか。

法令にそのような定めはありません。また補助金の条件ではありません。

しかしながら、印西地区においては将来も一施設のみでの処理が予想されるため、ごみの安定処理を継続していくためには、建替えに係る最低限の用地を確保しておくことが、必要であると考えております。

## (6) 建設予定地の地盤条件

- ① 検討委員会では、9住区は液状化予測値 PL 値 5 以下で液状化の危険度はないエリアとして災害の危険性の評価は、「当該危険地域に該当しない」という評価だった。平成 17 年度版「印西市防災マップ」によると「液状化に注意する必要がある区域」に、「印西市地域防災計画策定業務防災基礎調査報告書」（平成 19 年 3 月）では「液状化の危険性が高い( $5 \leq PL \leq 15$ )」に分類されている。どっちが本当か。

検討委員会での液状化予測の資料については、印西地区が印西市・白井市・栄町にまたがる広域であることや、最新のデータであることから、平成 19 年度にまとめられた「千葉県地震被害想定調査」結果を基にまとめています。

印西市防災マップでは、もともとの地形が谷津田のような地形であったところは、注意喚起を目的として、「液状化に注意する必要がある区域」に指定したとのことですので、今後、詳細な調査を行ってまいります。

- ② 検討委員会で配布された資料には、建設予定地は PL 値 5 以上にも 15 以上にも該当していなかった。さらに、検討委員会では PL が 5 以下地域でも「特に重要な構造物に対してより詳細な調査が必要」と明記されているがどういうことか。

検討委員会では、最新の「千葉県地震被害想定調査」のデータを示しており、「特に重要な構造物に対してより詳細な調査が必要」とは、一般には液状化対策は必要ないが、実際の建設に際してはより詳細で個別の調査である地質調査が必須であることを示したものです。



## (7) 余熱エネルギーの有効利用

- ① 「9住区の方が現在地より余熱エネルギーの利用効率が高い」と管理者は住民の質問に答えたが、その根拠と何パーセント効率が高いのか数値で示して欲しい。

千葉ニュータウンセンターの報告書では、CO2削減量は、現在地 3,567t 削減、建設予定地 3,943t 削減、一次エネルギー削減量では、現在地 60,823GJ/年、建設予定地 67,152GJ/年となっていますので、10%程度の差となっています。

- ② 管理者は、「次期ごみ処理施設は、余熱利用なしでは考えられない」と回答しているが、余熱利用が必ず必要なのか。交付金の条件はどうなっているか。熱回収施設の定義は何か。

3候補地からの建設予定地選定過程においては、既存の余熱利用施設（温水センター、地域冷暖房）に全く供給できないとなれば影響が大きいとしたものです。

交付金の条件は熱回収率 10%以上とされており、対象額の 1/3 が交付金となります。

熱回収施設とは、交付金の対象区分である「エネルギー回収推進施設」の中の分類として表現されていた「熱回収施設」を引用しています。

- ③ 余熱利用＝地域冷暖房なのか。ごみ発電ではいけないのか。

千葉ニュータウンに熱供給事業が導入された背景としまして、「千葉ニュータウン新都市施設導入検討委員会」において、印西クリーンセンターの廃熱蒸気を活用する提案を踏まえ、平成3年の都市計画決定により、都市施設として事業化されたものです。

次期中間処理施設整備検討委員会において、余熱利用方法についての検討もされており、回収されたエネルギーは、外部熱供給施設への供給を最大限活用することとしています。

- ④ 現在の地域冷暖房事業への熱供給の対価、実績及び事業での熱割合はどうか。また将来どれくらいの蒸気供給が予定されているのか。

現在の蒸気供給における単価は蒸気 1 トン当たり 1,500 円であり、平成 22 年度実績では、供給量 21,446 トンで、組合への歳入は 3,217 万円でした。

地域冷暖房事業では全体熱量の 25.7%を蒸気で賄っているとのことでした。

地域冷暖房事業への将来蒸気供給量については、蒸気発生量、施設内利用量等の様々な条件の中で、効率的な供給ができるよう設計してまいります。

## (8) 移転予定地のインフラ

- ① 建設予定地には、工業用水がないが、計画している施設における年間の水道水の使用量及び水道代はいくらか。

採用する機種及びそのメーカーによっても水の使用量は異なりますので現段階では分かりません。

ただし、現施設では上水を利用しておりますが、その量は、年間 25,000 トンから 30,000 トンです。

水道料金は平成 22 年度実績では約 1,135 万円でした。

- ② 計画している施設において、年間の排水処理施設の処理水量はいくらか。また、年間の下水道料金はいくらか。

採用する機種及びそのメーカーによっても水の使用量や排水量は異なりますので、設計が行われていない現時点で、排水量、下水道料金など示せるデータはありません。

現施設における排水処理設備では、処理され再利用水として再生された水量は平成 22 年度実績で約 8,600 トンです。

再利用水は焼却炉の温度調整等に利用され、すべてを下水道放流できるものではありませんが、仮に全量下水道放流した場合の下水道料金は、約 132,000 円/月(約 1,584,000 円/年)となります。

- ③ 次期処理施設の排水処理施設は下水道放流するとしている。現在の排水処理施設の建設費、年間の維持管理費はいくらか。

排水処理設備は、下水道放流の如何にかかわらず必要な施設です。また現在もクローズド方式としていても、状況に応じて下水道放流できるようにしています。

昭和 61 年稼働開始の 1・2 号焼却炉建設工事(総工費 58 億 6 千万円)における排水処理設備費用は、概ね 8,000 万円でありました。

個々の設備の維持費(ランニングコスト)は算出しておりません。

## (9) 資金計画と税負担

- ① 9住区(4ha)の用地取得費を40億円とした根拠はなにか。平成22年3月の検討委員会の報告では、印西市②の用地費は、6～10万円/m<sup>2</sup>としていたが、何故最高額を採用したのか。

現時点における用地費は概算であり取得金額ではありません。概算金額の算出にあつては都市再生機構発行の「URビジネス・ロケーションガイド」(企業向け施設用地案内)にある標準的な画地の価格水準にある「千葉ニュータウン中央駅圏」準工に示されている「6～10万円」(m<sup>2</sup>当たり)を参考として、地域全体の準工業地域の配置から比較的国道や駅に近いという立地を考慮して、1m<sup>2</sup>当たり10万円を概算といたしました。

実際の用地取得にあつては、第三者機関に鑑定を依頼して慎重な調査を行ってから取得価格を算定します。

- ② 用地取得金額はすでに決まったのか。これからURと交渉するのか。これから交渉するのなら何故、購入見込み金額を公表したのか。価格交渉が不利になるのでは。

用地取得については、第三者機関に鑑定をもとに契約を行いますので、今後の作業です。

また、概算金額については前質問にあるように、都市再生機構発表の価格水準を参考としています。

- ③ 建設工事費の内訳を示してほしい。(熱回収施設、リサイクルセンター、リサイクルプラザ、管理棟など)

平成23年3月時点で見込んだ概算事業費の内、建設工事費14,157百万円の内訳は、

熱回収施設	11,880百万円
リサイクルセンター	1,386百万円(不燃・粗大ごみ処理施設+リサイクルプラザ)
管理棟	891百万円

と見込みました。

## (10) リサイクルプラザ

- ① 次期中間処理施設にリサイクルプラザを併設すると聞くが、どのようなものか。付近住民に対する影響はどうか。

リサイクルセンターは「不燃・粗大ごみ処理施設」と、環境学習や啓発の役割を果たす「リサイクルプラザ」を兼ねた施設です。

リサイクルプラザは住民利用施設として、ごみの減量や資源化に対して啓発や環境学習ができる機能を有することを目的としていますが、その施設の内容、活用方法などについては、今後住民の意見を取り入れることとしています。

- ② 不用品のリサイクルは、民間の専門業者のリサイクルルートに乗せることが最も効率的、本施設のみで民間会社に運営を委託しても不用品のリサイクルは進まないのではないか。

リサイクルセンターでは、不燃・粗大ごみを処理する過程で資源（金属、ガラス類等）を回収するとともに、粗大ごみのリユース事業を通して環境学習や啓発を行えるものと考えております。

分別収集資源物はすでに民間業者に資源化を委託しております。

## (11) 次期中間処理施設整備基本計画

- ① 現在のごみ処理施設の使用期限を、平成 29 年度までとした理由は何か。

ごみ処理施設は、多くの機器・設備で構成されており、これらの耐用度、設備の状況、環境対策、他施設での実績、施設整備に要する期間を考慮して、ごみ処理基本計画にて現施設の使用目標を定めています。

その中で更新時には 32 年間使用することとなる 1・2 号炉の老朽化、3 つの炉の共通設備であるコンピュータの保証限界、発電設備の耐用年数を越えた運用、3 号焼却炉の大規模基幹改良工事の時期、稼働開始までに要する長い期間、環境や循環型社会への配慮など、ごみの安定処理を継続する上で最も重要な施設の状況を考慮したものです。

また建物の老朽化調査をした結果、築 35 年（平成 32 年度）が建替え目安とのことでした。

さらに、平成 30 年以降の安定操業を確保するためには、コンピュータの入れ替え、ボイラ・炉の改修、タービン発電機の交換など主要機器の交換をはじめとした大規模な基幹改良工事が必要であり、大きな財源となる国の補助、建物の補強工事の必要性、施設全体を長い期間停止せざるをえないこの間のごみの安定処理の不確実性、これらもあわせて考慮したものです。

- ② 熱回収施設的能力を 240t/日としているが、その決定根拠は何か。また炉数はどうするのか。予備炉はあるのか。

ごみ処理施設（全連続焼却炉）は公称能力を 24 時間稼働として日処理能力で表現していますが、1 年間 365 日休まず運転することはできません。各炉に年間 85 日の清掃・点検期間と緊急時の停止に備える調整稼働率、災害時に発生するごみを想定し規模の算定を行います。

また、稼働開始後 30 年間の安定処理を見込み、炉数によって運用方法が異なりますので、実際にはそれらを確認・検討した上で規模を決めていきます。

公称能力 240 t/日の場合は、120 t/日が 2 炉か、80 t/日が 3 炉のどちらかになるものと思います。

予備炉という考え方はありません。